平成２８年（フ）第１９号
茨城県土浦市桜町４丁目８番13号
債務者　高橋　和恵（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第３８号
茨城県稲敷郡阿見町大字鈴木50番地19　桂コーポ鈴木202号
債務者　平井　保代
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２１９号
長野市豊野町豊野426番地28
債務者　坂本　和憲
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１００号
岡山県津山市高野山西424番地　県営住宅高野団地１号
債務者　長畑美津惠
1　決定年月日時　平成28年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第２３１号
福岡県古賀市小竹978番地３
債務者　小山美都穂（旧姓内倉・脇田）
1　決定年月日時　平成28年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２７９号
福岡市中央区清川２丁目２番26―414号
債務者　長田　悌一
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３３０号
福岡市東区箱崎１丁目18番14号
債務者　平野　弘子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３３３号
福岡市博多区吉塚２丁目20番９―504号
債務者　大澄　　純
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３５７号
福岡市南区高木１丁目６番８―415号
債務者　和田　晃卓
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３６６号
福岡市博多区東月隈４丁目６番４―703号
債務者　金子　康男
1　決定年月日時　平成28年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３７０号
福岡市博多区博多駅前３丁目30番15―302号
債務者　松尾　百美
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３７１号
福岡市博多区神屋町７番10―102号
債務者　川鍋　曙治
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３７４号
福岡県太宰府市五条１丁目８番７―306号
債務者　猿渡　光男
1　決定年月日時　平成28年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３８８号
福岡市南区横手２丁目３番８号
債務者　湯浅　雅茂
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３９５号
福岡市西区野方６丁目23番２―306号
債務者　能地　絵美（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３９８号
福岡県糟屋郡須惠町大字新原274番地102　サンライズ須恵402号
債務者　神園　隆二
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部